政令

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年五月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十四号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を削り、附則第四条を附則第三条とする。

附則第五条第二項を削り、同条を附則第四条とし、附則第五条の二を附則第五条とする。

附則第八条を削る。

附則第七条第二項を削り、同条を附則第八条とし、附則第六条の二を附則第七条とする。

附則第九条から第十一条までを削り、附則第十二条を附則第九条とし、附則第十二条の二を附則第十条とする。

附則第十二条の三第一項中「附則第四条第一項」を「附則第三条第一項」に改め、同条第二項中「附則第四条第二項」を「附則第三条第二項」に改め、同条を附則第十一条とする。

附則第十三条中「附則第四条第三項」を「附則第三条第三項」に改め、同条を附則第十二条とし、附則第十三条の二を附則第十三条とする。

附則第十四条第一項中「附則第五条第一項各号」を「附則第四条各号」に改め、同条第二項を削る。

附則第十八条を削る。

附則第十七条第一号中「附則第二十四条」を「附則第二十三条」に改め、同条を附則第十八条とする。

附則第十六条を削り、附則第十五条の三を附則第十七条とし、附則第十五条の二を附則第十六条とする。

附則第十九条第一項中「附則第十七条第一号」を「前条第一号」に改める。

附則第二十一条の三及び第二十二条を削り、附則第二十一条の二を附則第二十二条とする。

附則第二十三条を削る。

附則第二十四条第二項を削り、同条を附則第二十三条とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年七月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（年金記録確認第三者委員会令の廃止）

2　年金記録確認第三者委員会令（平成十九年政令第百八十六号）は、廃止する。

（年金記録確認中央第三者委員会等の委員の任期に関する経過措置）

3　この政令の施行の日の前日において年金記録確認中央第三者委員会又は年金記録確認地方第三者委員会の委員である者の任期は、前項の規定による廃止前の年金記録確認第三者委員会令第三条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

総務大臣　山本　早苗

内閣総理大臣　安倍　晋三

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年五月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十五号

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第三十八条第二項及び第四十二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二号に次のように加える。

ヲ　緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律（平成二十七年法律第二十四号）第三条第二項

第四十一条に次の一号を加える。

五　特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第七十六号）附則第十二条第三項の規定に基づき同条第一項に規定する旧社会資本整備事業特別会計から一般会計に承継された借入金

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年五月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十六号

内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）第二十六条第一項及び第四項、第三十条並びに同条において準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条の二第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

内水面漁業の振興に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「第二十八条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、本則を本則第一条とし、同条に見出しとして「（指定養殖業の指定）」を付し、本則に次の五条を加える。

（指定養殖業の許可の申請後養殖場が滅失した場合）

第二条　指定養殖業（法第二十六条第一項に規定する指定養殖業をいう。以下同じ。）についての法第三十条において準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定による公示（以下「公示」という。）があり、当該公示に係る法第二十六条第一項の許可（以下「許可」